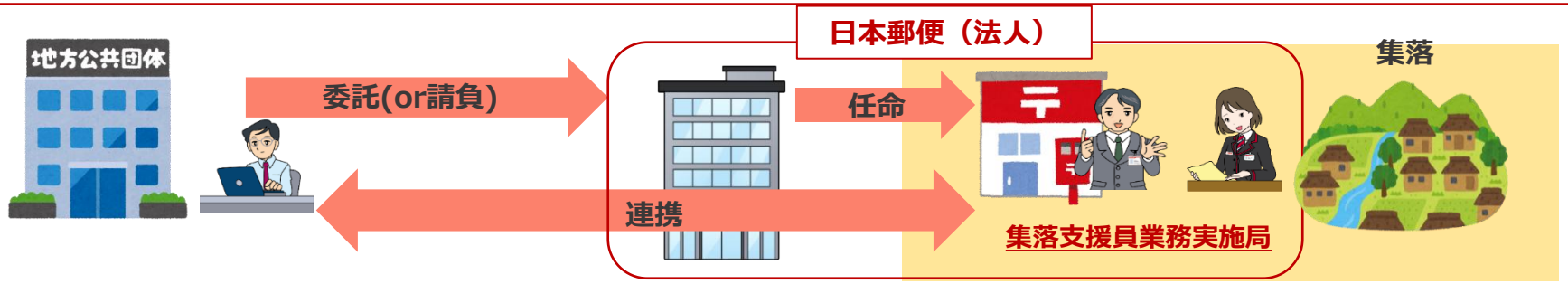
郵便局における集落支援員業務の受託

○ 集落支援員制度の受託

総務省の施策であり、地方公共団体が個人に対して委嘱する「**集落支援員**」制度を、法人たる日本郵便株式会社が受託することにより、**地域の実情に精通した郵便局長等の当社社員**が、地方公共団体様のご意向を踏まえた、集落の維持・活性化のための様々な業務を実施いたします。

【主な業務】

- **集落点検の実施**
  人口・世帯の同行、医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境等について地域を巡って調べ、分かりやすく整理する活動
- **集落のあり方に関する話し合いの促進**
  集落点検結果を活用し、住民などの間で、あるべき姿等の話し合いを促進
- **地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策**　等



※集落支援員制度における「兼任」としての活動となります。
※地方公共団体さまの要望や定める様式・項目等に応じて、活動を記録し、報告することを想定しております

○ 取組による地域へのメリット

- 地域の状況に精通し、地域住民とつながりのある郵便局長等が活動することによって、より効果的な集落対策が期待できます。
- 郵便局の特徴である持続性を活かし、より持続的な取組みが可能と考えます。
  ※郵便局の設置基準…「過疎地においては、現在の郵便局ネットワークの水準を維持すること（日本郵便株式会社法より抜粋）」